○国土交通省告示第二百五十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社日立ニコトランスミッション大宮事業所	埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目405番地3	軸系の変速装置	平成25年3月10日から平成30年3月9日まで
〃	〃	軸系のクラッチ	〃

○国土交通省告示第二百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱重工業株式会社横浜製作所	神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目8番地1	金沢工場　内燃機関	平成25年3月10日から平成30年3月9日まで

○国土交通省告示第二百五十二号

船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、財団法人日本船員福利雇用促進センターから、名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月二十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更後の名称　公益財団法人日本船員雇用促進センター

二　変更年月日　平成二十五年四月一日

○海上保安庁告示第六十五号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日　　海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「	MH　540	ベル式212型	JA　9540 」
「	MH　550	同	JA　9550 」
「	MH　550	ベル式212型	JA　9550 」
「	MH　971	同	JA　971A 」
「	MH　971	同	JA　971A 」
「	MH　972	同	JA　972A 」

を削り、

を

に改め、

を

に改める。

附　則

この告示は平成二十五年三月二十二日から施行する。

○海上保安庁告示第六十六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第四十四条第一項、第三項及び第四項の規定を実施するため、海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示（平成十八年海上保安庁告示第七十五号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日　　海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部を改正する告示

第一条第二項第二号中「傷病の等級、障害の等級」を「傷病等級、障害等級」に改める。

第六条第一項第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十条中「例による基準政令別表第二に定める傷病の等級」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第百十号。以下「総務省令」という。）別表第一に定める傷病等級」に改める。

第十一条第一項第一号中「第五条の二第三項」を「第五条の二第四項」に改め、同項第二号中「第六条第七項」を「第六条第九項」に改める。

第十三条中「第六条第六項第二号」を「第六条第八項第二号」に改める。

第十四条第二号を次のように改める。

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護を受けている場合に限る。）

第十四条第五号を削る。

第二十条第二号中「例による基準政令別表第二に定める傷病の等級」を「総務省令別表第一に定める傷病等級」に改め、同条第三号中「例による基準政令別表第三に定める障害の等級」を「総務省令別表第二に定める障害等級」に改める。

第1号様式別紙1⑶中「基準政令別表第二に定める傷病等級」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（以下「総務省令」という。）別表第一に定める傷病等級」に、「基準政令別表第二に定める第一級」を「総務省令別表第一に定める第一級」に改め、同様式別紙1⑷中「基準政令別表第三」を「総務省令別表第二」に改め、同様式別紙1⑸中「基準政令別表第4」を「総務省令別表第三」に、「身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する障害者支援施設」に改め、同様式別紙1⑹中「基準政令別表第三」を「総務省令別表第二」に改める。

第3号様式第3面3⑵中「傷病の等級」を「傷病等級」に改め、同様式第3面3⑶中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同様式第4面7⑴中「基準政令別表第二の傷病の等級」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（以下「総務省令」という。）別表第一の傷病等級」に改め、同様式第4面7⑵中「基準政令別表第三の障害の等級」を「総務省令別表第二の障害等級」に改める。

第4号様式中「傷病又は障害の等級」を「傷病等級又は障害等級」に改める。

第8号様式1号紙2中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同様式2号紙4中「社会保険事務所等」を「年金事務所等」に改める。

第9号様式中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。